

平成 27 年 5 月 28 日

各 位

東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号  
 株式会社 アドウェイズ  
 代表取締役 岡村 陽久  
 (コード番号：2489 東証マザーズ)  
 問い合わせ先：  
 管理担当上席執行役員 田中 庸一  
 電話番号 03 (5331) 6308

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 28 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 15 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条第 2 項(取締役の責任免除)及び第 39 条第 2 項(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 28 条 (省略)  (取締役の責任免除) 第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。  2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、 <u>法令の定める額</u> とする。	第 1 条～第 28 条 (現行の通り)  (取締役の責任免除) 第 29 条  (現行の通り)  2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、 <u>法令が規定する額</u> とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 30 条～第 38 条 (省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令の定める額</u>とする。</p> <p>第 40 条～第 47 条 (省略)</p>	<p>第 30 条～第 38 条 (現行の通り)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条</p> <p style="text-align: center;">(現行の通り)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令が規定する額</u>とする。</p> <p>第 40 条～第 47 条 (現行の通り)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日 (木)

以 上